

令和 6 (2024) 年度みよし市防災会議

次 第

と き 令和 7 (2025) 年 3 月 4 日 (火)

午後 2 時から

ところ 6 階 601、602 会議室

1 あいさつ

2 協議事項

(1) みよし市地域防災計画の修正について 資料 1 資料 2－1 資料 2－2

(2) みよし市水防計画の修正について 資料 3 資料 4

3 報告事項

避難所の指定について 資料 5

委員名簿

委員会等名称		みよし市防災会議		
根拠規定		みよし市防災会議条例第3条第5項各号		
令和6(2024)年度				
	区 分	役 職 等	氏 名	根拠規定
1	会 長	みよし市 市長	小山 祐	
2	委 員	愛知県西三河県民事務所 所長	佐治 幹夫	第2号
3	委 員	愛知県豊田加茂建設事務所 所長	小井手 秀人	第2号
4	委 員	愛知県豊田加茂農林水産事務所 所長	辻 武	第2号
5	委 員	愛知県衣浦東部保健所 所長	丸山 晋二	第2号
6	委 員	愛知県豊田警察署 署長	木村 紀夫	第3号
7	委 員	みよし市 副市長	村田 信光	第4号
8	委 員	みよし市教育委員会 教育長	増岡 潤一郎	第5号
9	委 員	みよし市消防団 団長	小野田 俊尚	第6号
10	委 員	尾三消防本部 みよし消防署 署長	羽場 浩一郎	第6号
11	委 員	日本郵便株式会社 三好郵便局 局長	石川 智康	第7号
12	委 員	中部電力パワーグリッド株式会社 豊田支社 総務グループ長	田中 昌樹	第7号
13	委 員	西日本電信電話株式会社 東海支店 設備部 部長	本多 裕治	第7号
14	委 員	東邦ガスネットワーク株式会社 東部計画センター 岡崎事務所 所長	黒瀬 元泰	第7号
15	委 員	豊田加茂医師会 代表	高本 知	第7号
16	委 員	日本赤十字社 愛知県支部 事務局長	中角 竜二	第7号
17	委 員	みよし市自主防災会 代表	平松 勇人	第8号
18	委 員	みよし市民生児童委員協議会 副会長	尾関 裁子	第8号
19	委 員	みよし市ボランティア連絡協議会 幹事	前川 紗苗	第8号
20	委 員	愛知中部水道企業団 局長	山田 紀夫	第9号
21	委 員	あいち豊田農業協同組合 総務部参与	野々山 清	第9号
22	委 員	みよし商工会建設部防災委員会 委員長	大野 壽久	第9号
23	委 員	陸上自衛隊第10高射特科大隊 大隊長	富田 典幸	第9号
24	委 員	名古屋刑務所 所長	吉弘 基成	第9号
25	委 員	トヨタ自動車株式会社 総務部総務室 室長	大藪 正光	第9号

みよし市地域防災計画の修正（案）要旨

I みよし市地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条）。

II 主な修正内容

1 防災基本計画の修正を踏まえた修正について

福祉避難所の整備

<修正箇所>

■風水害等編 第 2 編 第 9 章 第 1 節 避難所の指定・整備等

■地 震 編 第 2 編 第 7 章 第 1 節 避難所の指定・整備等

<新旧対照表>

■風水害等編 資料 2－1 p 4

■地 震 編 資料 2－2 p 4

■風水害等編

現行	修正
第 1 節 避難所の指定・整備等	第 1 節 避難所の指定・整備等
市における措置 (2) 指定避難所の指定 (略) <u>(追加)</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) (4) 避難所の破損等への備え (略) (5) 避難所の運営体制の整備 (略) イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>(追記)</u>	市における措置 (2) 指定避難所の指定 (略) <u>(3) 福祉避難所の整備</u> <u>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させる</u>

	<u>ために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> ウ <u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> エ <u>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> オ <u>市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> (4) <u>避難所が備えるべき設備の整備</u> (略) (5) <u>避難所の破損等への備え</u> (略) (6) <u>避難所の運営体制の整備</u> (略) イ <u>市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営でできるように配慮する。</u> <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>
--	--

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

2 緊急地震速報の発表基準の変更を踏まえた修正

地震情報の種類の変更

<修正箇所>

■地震編 第3編 第2章 第1節 地震情報等の伝達

<新旧対照表>

■地震編 p 7

■地震編

現行	修正
第1節 地震情報等の伝達	第1節 地震情報等の伝達
1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 (1) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、 <u>(追記)</u> 震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち <u>予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4（追記）</u> を特別警報に位置付けている。	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 (1) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、 <u>最大</u> 震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち <u>(削除) 震度 (削除) 6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のもの</u> を特別警報に位置付けている。
イ 地震に関する情報 地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。	イ 地震に関する情報 地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、 <u>長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震</u> に関する情報などを発表する。

みよし市地域防災計画新旧対照表

【 風水害等災害対策計画 】

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
	第1編 総 則	第1編 総 則	
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念	
3	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>（追記）</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	愛知県 SDGs 推進本部会議（2019年7月16日開催）を踏まえた修正
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
7	2 県機関 県警察（豊田警察署） (13) 緊急通行車両等の <u>事前審査及び確認</u> を行う。	2 県機関 県警察（豊田警察署） (13) 緊急通行車両等の <u>確認及び確認証明書の交付</u> を行う。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
20	1 市における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 (略)	1 市における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 (略)	防災基本計画に基づく修正
21	イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を <u>図り</u> <u>（追記）</u> 、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (略) (4) <u>（追記）</u> 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>（追加）</u>	イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を <u>図る</u> <u>とともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、</u> 災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (略) (4) <u>防災関係団体ネットワーク化</u> 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
		<u>（５）災害ボランティアセンター</u> 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。	
	第３章 土砂災害等予防対策	第３章 土砂災害等予防対策	
	第１節 土地利用の適正誘導	第１節 土地利用の適正誘導	
31	市における措置 土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法（ <u>追記</u> ）を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。	市における措置 土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、 <u>都市再生特別措置法</u> を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。	都市再生特別措置法（令和2年度改正）に基づく修正
	第５章 建築物等の安全化	第５章 建築物等の安全化	
	第２節 ライフライン関係施設対策	第２節 ライフライン関係施設対策	
44	３ ガス施設 （４）災害対策用資機材等の確保及び整備（略） イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、 <u>重要なガス施設</u> においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。	３ ガス施設 （４）災害対策用資機材等の確保及び整備（略） イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、 <u>製造所・供給所等</u> においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。	防災業務計画の記載を踏まえた修正
	第６章 都市の防災性の向上	第６章 都市の防災性の向上	
	第１節 都市計画のマスタープラン等の策定	第１節 都市計画のマスタープラン等の策定	
48	市における措置 （１）都市計画のマスタープランの策定 みよし市都市計画マスタープラン等に基づき土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備（ <u>追記</u> ）を促進する。	市における措置 （１）都市計画のマスタープランの策定 みよし市都市計画マスタープラン等に基づき土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化</u> を促進する。	都市再生特別措置法（令和2年度改正）に基づく修正
	第２節 防災上重要な都市施設の整備	第２節 防災上重要な都市施設の整備	
49	市における措置	市における措置	防災基本計

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和 6 年 3 月修正）	修正案	備考
	(1) (略) (2) (略) <u>(追加)</u>	(1) (略) (2) (略) <u>(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> <u>市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>	画に基づく修正
	第 3 節 建築物の不燃化の促進	第 3 節 建築物の不燃化の促進	
49	市における措置 (2) 建築物の不燃対策 (略) ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>は、</u> 階数が 3 以上であるものあるいは規模に応じて、 <u>耐火建築物又は準耐火建築物とする。</u> <u>また、</u> 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	市における措置 (2) 建築物の不燃対策 (略) ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>(削除)</u> 階数が 3 以上であるものあるいは規模に応じて <u>(削除)</u> 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする	表記の整理
	第 7 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第 7 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
53	市における措置 (13) 災害廃棄物処理に係る事前対策 市は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体 <u>(追記)</u> との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 (14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) (略) (18) (略) (19) (略) (20) (略)	市における措置 (13) 災害廃棄物処理に係る事前対策 市は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体 <u>や民間事業者等</u> との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 (14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) (略) (18) (略) (19) (略) (20) (略)	防災基本計画に基づく修正
55	<u>(追加)</u>	<u>(21) 通信施設の防災構造化等</u> <u>市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分</u>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

[illegible]

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
64		<u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> <u>エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) (5) 避難所の破損等への備え (略) (6) 避難所の運営体制の整備 (略) イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>	記の整理
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
66	(3) 避難行動要支援者対策 (略) ウ 個別避難計画の作成等 (7) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の	(3) 避難行動要支援者対策 (略) ウ 個別避難計画の作成等 (7) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の	防災基本計画の修正に伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
67	連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>（追記）</u> （略） （４）外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 （略） オ 災害時に多言語情報の提供 <u>（追加）</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの活用等を図る。 （略） <u>（追記）</u>	連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> （略） （４）外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする <u>（削除）</u>外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 （略） オ 災害時に多言語情報の提供<u>等</u>を行う愛知県災害多言語支援センターの活用等を図る。 （略） <u>（７）災害ケースマネジメント</u> <u>市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しに伴う修正 防災基本計画に基づく修正
68			
	第１２章 防災に関する調査研究の推進	第１２章 防災に関する調査研究の推進	
	防災に関する調査研究の推進	防災に関する調査研究の推進	
77	１ 市における措置 （４）地籍調査 市は、防災<u>化</u>の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	１ 市における措置 （４）地籍調査 市は、防災<u>事業</u>の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	表記の整理
	第３編 災害応急対策	第３編 災害応急対策	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考																																
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																																	
78	■ 主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td><td> ○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保 </td><td> ○本部員会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請 </td><td></td></tr> <tr> <td>市</td><td> ○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 </td><td> ○国又は他市町村職員の派遣要請 </td><td></td></tr> <tr> <td>防災関係機関</td><td></td><td> ○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備 </td><td></td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	事前	被害発生中	事後	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○ 本部員会議 の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請		市	○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○国又は他市町村職員の派遣要請		防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備		■ 主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td><td> ○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保 </td><td> ○本部会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請 </td><td></td></tr> <tr> <td>市</td><td> ○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 </td><td> ○国又は他市町村職員の派遣要請 </td><td></td></tr> <tr> <td>防災関係機関</td><td></td><td> ○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備 </td><td></td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	事前	被害発生中	事後	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○ 本部会議 の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請		市	○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○国又は他市町村職員の派遣要請		防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備		表記の整理
機 関 名	事前	被害発生中	事後																																
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○ 本部員会議 の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請																																	
市	○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○国又は他市町村職員の派遣要請																																	
防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備																																	
機 関 名	事前	被害発生中	事後																																
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○ 本部会議 の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請																																	
市	○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○国又は他市町村職員の派遣要請																																	
防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備																																	
	第2節 職員の派遣要請	第2節 職員の派遣要請																																	
82	市における措置 （４）被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理や マスク着用 等を徹底するものとする。	市における措置 （４）被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理 (削除) 等を徹底するものとする。	マスク着用の考え方の見直しに伴う修正（健康管理等にマスク着用を含む）																																
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																																	
	第4節 ボランティアの受入	第4節 ボランティアの受入																																	
105	1 市及び社会福祉協議会における措置 （１）市は、社会福祉協議会と協力して、みよし市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を 速やかに 設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。 （略）	1 市及び社会福祉協議会における措置 （１）市は、社会福祉協議会と協力して、みよし市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を (削除) 設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。 （略）																																	
106	3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、 情報を共有する場において 、被災者のニーズや支援活動の全体像を 把握し 、連携のとれた支援活動を展開す	3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、 災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし 、被災者の	防災基本計画に基づく修正																																

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考																								
	るよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>（追記）</u>	ニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u>																									
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策																									
110	■ 主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td><td></td><td> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 <u>（追記）</u> ○保健活動及び心のケア ○DHEATの派遣及び派遣要請 </td><td> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td></tr> <tr> <td>市</td><td></td><td> ○<u>医療</u>救護所の設置等、地域の医療の体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア </td><td> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td></tr> </tbody> </table> ※「<u>医療救護所</u>」、「<u>応急救護所</u>」 記載ページ P.111（2箇所）、P.112（2箇所）	機関名	事前	被害発生中	事後	県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 <u>（追記）</u> ○保健活動及び心のケア ○DHEATの派遣及び派遣要請	○防疫組織の編成 ○防疫活動	市		○<u>医療</u>救護所の設置等、地域の医療の体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア	○防疫組織の編成 ○防疫活動	■ 主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td><td></td><td> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○<u>JDATの派遣要請</u> ○保健活動及び心のケア ○DHEATの派遣及び派遣要請 </td><td> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td></tr> <tr> <td>市</td><td></td><td> ○<u>（削除）</u>救護所の設置等、地域の医療の体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア </td><td> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td></tr> </tbody> </table> ※「<u>救護所</u>」 記載ページ P.111（2箇所）、P.112（2箇所）	機関名	事前	被害発生中	事後	県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○<u>JDATの派遣要請</u> ○保健活動及び心のケア ○DHEATの派遣及び派遣要請	○防疫組織の編成 ○防疫活動	市		○<u>（削除）</u>救護所の設置等、地域の医療の体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア	○防疫組織の編成 ○防疫活動	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
機関名	事前	被害発生中	事後																								
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 <u>（追記）</u> ○保健活動及び心のケア ○DHEATの派遣及び派遣要請	○防疫組織の編成 ○防疫活動																								
市		○<u>医療</u>救護所の設置等、地域の医療の体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア	○防疫組織の編成 ○防疫活動																								
機関名	事前	被害発生中	事後																								
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○<u>JDATの派遣要請</u> ○保健活動及び心のケア ○DHEATの派遣及び派遣要請	○防疫組織の編成 ○防疫活動																								
市		○<u>（削除）</u>救護所の設置等、地域の医療の体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア	○防疫組織の編成 ○防疫活動																								

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考																																										
	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策																																											
115	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td>県警察</td><td></td><td>○交通規制等の実施</td><td>→</td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施</td><td>→ → → → →</td></tr></table> (追記)	機関名	事前	被害発生中	事後	県警察		○交通規制等の実施	→	中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施	→ → → → →	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td>県警察</td><td></td><td>○交通規制等の実施</td><td>→</td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施</td><td>→ → → → →</td></tr></table> ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整	機関名	事前	被害発生中	事後	県警察		○交通規制等の実施	→	中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施	→ → → → →	愛知県災害時交通マネジメント検討会を計画上に位置付けることに伴う修正																		
機関名	事前	被害発生中	事後																																										
県警察		○交通規制等の実施	→																																										
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施	→ → → → →																																										
機関名	事前	被害発生中	事後																																										
県警察		○交通規制等の実施	→																																										
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施	→ → → → →																																										
116	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 道路交通規制等</td><td>県警察（豊田警察署）</td><td>1（1）緊急交通路の確保 1（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類 1（3）交通規制の実施 1（4）強制排除措置 1（5）緊急通行車両の確認等 1（6）交通情報の収集及び提供</td></tr><tr><td></td><td>自衛官、消防吏員</td><td>2 警察官がその場にはいない場合の措置</td></tr><tr><td>第2節 道路施設対策</td><td>市</td><td>（1）道路被害情報の収集 （2）緊急輸送道路の機能確保 （3）道路の応急復旧 （4）交通規制の実施 （5）情報の提供</td></tr><tr><td></td><td>県（建設局）</td><td>（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）二次災害防止のための交通規制 （4）情報の提供</td></tr><tr><td></td><td>中部地方整備局</td><td>（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）緊急災害派遣隊による活動支援 （4）情報の提供 （5）応急資機材等の確保</td></tr><tr><td></td><td>中日本高速道路株式会社</td><td>（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）一般通行者に対する情報提供 （3）関係機関との情報交換 （4）応急復旧対策の実施</td></tr></table> (追記)	区 分	機関名	主な措置	第1節 道路交通規制等	県警察（豊田警察署）	1（1）緊急交通路の確保 1（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類 1（3）交通規制の実施 1（4）強制排除措置 1（5）緊急通行車両の確認等 1（6）交通情報の収集及び提供		自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の措置	第2節 道路施設対策	市	（1）道路被害情報の収集 （2）緊急輸送道路の機能確保 （3）道路の応急復旧 （4）交通規制の実施 （5）情報の提供		県（建設局）	（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）二次災害防止のための交通規制 （4）情報の提供		中部地方整備局	（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）緊急災害派遣隊による活動支援 （4）情報の提供 （5）応急資機材等の確保		中日本高速道路株式会社	（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）一般通行者に対する情報提供 （3）関係機関との情報交換 （4）応急復旧対策の実施	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 道路交通規制等</td><td>県警察（豊田警察署）</td><td>1（1）緊急交通路の確保 1（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類 1（3）交通規制の実施 1（4）強制排除措置 1（5）緊急通行車両の確認等 1（6）交通情報の収集及び提供</td></tr><tr><td></td><td>自衛官、消防吏員</td><td>2 警察官がその場にはいない場合の措置</td></tr><tr><td>第2節 道路施設対策</td><td>市</td><td>（1）道路被害情報の収集 （2）緊急輸送道路の機能確保 （3）道路の応急復旧 （4）交通規制の実施 （5）情報の提供</td></tr><tr><td></td><td>県（建設局）</td><td>（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）二次災害防止のための交通規制 （4）情報の提供</td></tr><tr><td></td><td>中部地方整備局</td><td>（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）緊急災害派遣隊による活動支援 （4）情報の提供 （5）応急資機材等の確保</td></tr><tr><td></td><td>中日本高速道路株式会社</td><td>（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）一般通行者に対する情報提供 （3）関係機関との情報交換 （4）応急復旧対策の実施</td></tr></table> （6）愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整	区 分	機関名	主な措置	第1節 道路交通規制等	県警察（豊田警察署）	1（1）緊急交通路の確保 1（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類 1（3）交通規制の実施 1（4）強制排除措置 1（5）緊急通行車両の確認等 1（6）交通情報の収集及び提供		自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の措置	第2節 道路施設対策	市	（1）道路被害情報の収集 （2）緊急輸送道路の機能確保 （3）道路の応急復旧 （4）交通規制の実施 （5）情報の提供		県（建設局）	（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）二次災害防止のための交通規制 （4）情報の提供		中部地方整備局	（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）緊急災害派遣隊による活動支援 （4）情報の提供 （5）応急資機材等の確保		中日本高速道路株式会社	（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）一般通行者に対する情報提供 （3）関係機関との情報交換 （4）応急復旧対策の実施	
区 分	機関名	主な措置																																											
第1節 道路交通規制等	県警察（豊田警察署）	1（1）緊急交通路の確保 1（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類 1（3）交通規制の実施 1（4）強制排除措置 1（5）緊急通行車両の確認等 1（6）交通情報の収集及び提供																																											
	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の措置																																											
第2節 道路施設対策	市	（1）道路被害情報の収集 （2）緊急輸送道路の機能確保 （3）道路の応急復旧 （4）交通規制の実施 （5）情報の提供																																											
	県（建設局）	（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）二次災害防止のための交通規制 （4）情報の提供																																											
	中部地方整備局	（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）緊急災害派遣隊による活動支援 （4）情報の提供 （5）応急資機材等の確保																																											
	中日本高速道路株式会社	（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）一般通行者に対する情報提供 （3）関係機関との情報交換 （4）応急復旧対策の実施																																											
区 分	機関名	主な措置																																											
第1節 道路交通規制等	県警察（豊田警察署）	1（1）緊急交通路の確保 1（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類 1（3）交通規制の実施 1（4）強制排除措置 1（5）緊急通行車両の確認等 1（6）交通情報の収集及び提供																																											
	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の措置																																											
第2節 道路施設対策	市	（1）道路被害情報の収集 （2）緊急輸送道路の機能確保 （3）道路の応急復旧 （4）交通規制の実施 （5）情報の提供																																											
	県（建設局）	（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）二次災害防止のための交通規制 （4）情報の提供																																											
	中部地方整備局	（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）緊急災害派遣隊による活動支援 （4）情報の提供 （5）応急資機材等の確保																																											
	中日本高速道路株式会社	（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）一般通行者に対する情報提供 （3）関係機関との情報交換 （4）応急復旧対策の実施																																											
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等																																											
118	1 県警察（豊田警察署）における措置 （5）緊急通行車両の確認等	1 県警察（豊田警察署）における措置 （5）緊急通行車両の確認等	災害対策基本法の改正																																										

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
	ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条 <u>(追記)</u> の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両<u>等確認届出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申請者</u>に交付する。	ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条 <u>第1項</u> の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両<u>確認申出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申出者</u>に交付する。	に伴う修正
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
122	3 中部地方整備局及び中日本高速道路株式会社における措置 <u>(追記)</u> (略)	3 中部地方整備局及び中日本高速道路株式会社における措置 <u>(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u> <u>ア 検討会の設置</u> <u>中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。</u> <u>※「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。</u> <u>※「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。</u> <u>イ 検討会の開催</u> <u>名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。</u> (略)	愛知県災害時交通マネジメント検討会を愛知県地域防災計画に位置付けることに伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
123	4 中日本高速道路株式会社における措置 （１）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ウ 状況に応じて、<u>所有する</u>ヘリコプターにより空から被災状況等の把握に努める。 （略） （４）応急復旧対策の実施 エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u>（追記）</u>道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいなかった場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 （略）	4 中日本高速道路株式会社における措置 （１）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ウ 状況に応じて、<u>（削除）</u>ヘリコプターにより空から被災状況等の把握に努める。 （略） （４）応急復旧対策の実施 エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u>災害対策基本法に基づき</u>、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいなかった場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。（略）	自社のヘリコプターを所有していないため。 災害対策基本法第76条の6に基づく修正
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
132	1 市における措置 （２）福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>	1 市における措置 （２）福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 （第2編災害予防 第9章に移動）	表記の整理
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策	
144	主な機関の応急活動 機関名 <u>ガス会社</u>、LPガス協会	主な機関の応急活動 機関名 <u>都市ガス会社</u>、LPガス協会	表記の整理
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
149	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況<u>等を関係機関に共有する。</u>	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況<u>や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u>	防災基本計画に基づく修正
	第23章 住宅対策	第23章 住宅対策	
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
187	1 市における措置 被災住宅の応急修理を県から委任された場合は、建築業団体等の協力を得て応急修理を行う。なお、応急修理は、<u>居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。</u> （1）応急修理の実施 <u>（追記）</u>	1 市における措置 被災住宅の応急修理を県から委任された場合は、建築業団体等の協力を得て応急修理を行う。なお、応急修理は、<u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。</u> （1）応急修理の実施 <u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>（ア） 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>（イ） 修理の範囲</u> <u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u> <u>（ウ） 修理の費用</u> <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u> <u>（エ） 修理の期間</u> <u>災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u> <u>（オ） 修理の方法</u> <u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u>	災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の一部改正のため。 令和5年4月1日から適用

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和 6 年 3 月修正）	修正案	備考
	<u>（追記）</u> <u>ア</u> 応急修理を受ける者の範囲 <u>（ア）</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資源では応急修理をすることができない者 <u>（イ）</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 <u>イ</u> 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 <u>ウ</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>エ</u> 修理の期間 災害が発生してから 3 か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>オ</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	<u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>（ア）</u> 応急修理を受ける者の範囲 <u>a</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 <u>b</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 <u>（イ）</u> 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 <u>（ウ）</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>（エ）</u> 修理の期間 災害が発生してから 3 か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>（オ）</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	
	第 4 編 災害復旧・復興	第 4 編 災害復旧・復興	
	第 4 章 被災者等の生活再建等の支援	第 4 章 被災者等の生活再建等の支援	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考																																																
199	■ 主な機関の措置 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1節 罹災証明書の交付等</td><td>市</td><td><u>（1）罹災証明書の交付</u> <u>（2）被災者台帳の作成</u></td></tr><tr><td><u>（追加）</u></td><td><u>（追加）</u></td><td><u>（追加）</u></td></tr><tr><td>第2節 <u>被災者への経済的支援等</u></td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第3節 金融対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第4節 住宅等対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第5節 労働者対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第6節 市税及び国民健康保険税等の減免等</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	市	<u>（1）罹災証明書の交付</u> <u>（2）被災者台帳の作成</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	第2節 <u>被災者への経済的支援等</u>	略		第3節 金融対策	略		第4節 住宅等対策	略		第5節 労働者対策	略		第6節 市税及び国民健康保険税等の減免等	略		■ 主な機関の措置 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1節 <u>罹災証明書の交付（削除）</u></td><td>市</td><td><u>（削除）罹災証明書の交付</u> <u>（削除）</u></td></tr><tr><td>第2節 <u>被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u></td><td>市</td><td><u>（1）被災者台帳の作成</u> <u>（2）災害ケースマネジメントの実施</u></td></tr><tr><td>第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u></td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第4節 金融対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第5節 住宅等対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第6節 労働者対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第7節 市税及び国民健康保険税等の減免等</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 <u>罹災証明書の交付（削除）</u>	市	<u>（削除）罹災証明書の交付</u> <u>（削除）</u>	第2節 <u>被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u>	市	<u>（1）被災者台帳の作成</u> <u>（2）災害ケースマネジメントの実施</u>	第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u>	略		第4節 金融対策	略		第5節 住宅等対策	略		第6節 労働者対策	略		第7節 市税及び国民健康保険税等の減免等	略		防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
区 分	機関名	主な措置																																																	
第1節 罹災証明書の交付等	市	<u>（1）罹災証明書の交付</u> <u>（2）被災者台帳の作成</u>																																																	
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																																																	
第2節 <u>被災者への経済的支援等</u>	略																																																		
第3節 金融対策	略																																																		
第4節 住宅等対策	略																																																		
第5節 労働者対策	略																																																		
第6節 市税及び国民健康保険税等の減免等	略																																																		
区 分	機関名	主な措置																																																	
第1節 <u>罹災証明書の交付（削除）</u>	市	<u>（削除）罹災証明書の交付</u> <u>（削除）</u>																																																	
第2節 <u>被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u>	市	<u>（1）被災者台帳の作成</u> <u>（2）災害ケースマネジメントの実施</u>																																																	
第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u>	略																																																		
第4節 金融対策	略																																																		
第5節 住宅等対策	略																																																		
第6節 労働者対策	略																																																		
第7節 市税及び国民健康保険税等の減免等	略																																																		
200	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付 <u>（削除）</u>																																																	
	市における措置 <u>（1）罹災証明書の交付</u> 市は、（中略）適切な手法により実施するものとする。 <u>（追記）</u> <u>（2）被災者台帳の作成</u> <u>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u>	市における措置 <u>（表題の削除）</u> 市は、（中略）適切な手法により実施するものとする。 <u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u> <u>（修正後第2節に記載）</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理 																																																

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
	作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>（追加）</u>	成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>（2）災害ケースマネジメントの実施</u> 市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。 取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。	
	第2節 被災者への経済的支援等	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	表記の整理
202	第3節 金融対策	第4節 金融対策	
204	第4節 住宅等対策	第5節 住宅等対策	
205	第5節 労働者対策	第6節 労働者対策	
206	第6節 市税及び国民健康保険税の減免等	第7節 市税及び国民健康保険税の減免等	
	第5章 商工業・農林水産業の再建支援	第5章 商工業・農林水産業の再建支援	
	第1節 商工業の再建支援	第1節 商工業の再建支援	
	1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置 （2）金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、 <u>小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）</u> 等により、事業資金の融資を行う。	1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置 （2）金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、 <u>経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】</u> 等により、事業資金の融資を行う。	県制度融資改正のため。

（注）「チェック欄」には、「済」：修正済み、「○」：今回修正、「×」：未修整、「－」：対象外の別を記入してください。

「備考欄」には、チェック欄の「×」、「－」の理由等を記入してください。

みよし市地域防災計画新旧対照表

【 地震災害対策計画 】

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
	第1編 総 則	第1編 総 則	
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念	
10	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画 その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>（追記）</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画 その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	愛知県 SDGs 推進本部会議（2019年7月16日開催）を踏まえた修正
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
15	2 県機関 県警察（豊田警察署） （13）緊急通行車両等 <u>の事前審査及び確認</u> を行う。	2 県機関 県警察（豊田警察署） （13）緊急通行車両等 <u>確認及び確認証明書の交付</u> を行う。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
28	1 市における措置 （2）防災ボランティア活動の支援 イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り <u>（追記）</u> 、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 （略） （4） <u>（追記）</u> 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>（追記）</u>	1 市における措置 （2）防災ボランティア活動の支援 イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、 <u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、</u> 災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 （略） <u>（4）防災関係団体ネットワーク化</u> 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>（5）災害ボランティアセンター</u> <u>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福</u>	防災基本計画に基づく修正

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
		<u>祉協議会）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u> 特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、 <u>地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	第3節 ライフライン関係施設等の整備	第3節 ライフライン関係施設等の整備	
37	3 ガス施設（東邦瓦斯株式会社） （2）緊急操作設備の強化 オ <u>（追記）</u> 通信設備 <u>主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。</u>	3 ガス施設（東邦瓦斯株式会社） （2）緊急操作設備の強化 オ <u>連絡・</u> 通信設備 <u>災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。</u>	防災業務計画の記載を踏まえた修正
	第3章 都市の防災性の向上	第3章 都市の防災性の向上	
	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
47	市における措置 （1）都市計画のマスタープランの策定 みよし市都市計画マスタープラン等に基づき、土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>（追記）</u> を促進する。	市における措置 （1）都市計画のマスタープランの策定 みよし市都市計画マスタープラン等に基づき、土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化</u> を促進する。	都市再生特別措置法の改正に基づく修正
	第2節 防災上重要な都市施設の整備	第2節 防災上重要な都市施設の整備	
48	市における措置 <u>（追記）</u>	市における措置 <u>（3）所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> <u>市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正
	第3節 建築物の不燃化の促進	第3節 建築物の不燃化の促進	
48	市における措置 （2）建築物の不燃対策 （略） 特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種 <u>の</u> 措置の徹底を図っていくものとする。 （建築基準法の防火規制）	市における措置 （2）建築物の不燃対策 （略） 特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種 <u>（削除）</u> 措置の徹底を図っていくものとする。 （建築基準法の防火規制）	表記の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
	ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 は、 階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、 <u>耐火建築物又は準耐火建築物とする。また、</u> 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 （削除） 階数が3以上であるものあるいは規模に応じて （削除） 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	
	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
56	1 市における措置 (15) 災害廃棄物処理に係る事前対策 ア 災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体（ <u>追記</u> ）との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 (16)（略） (17)（略） (18)（略） (19)（略） (20)（略） (21)（略）	1 市における措置 (15) 災害廃棄物処理に係る事前対策 ア 災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体 <u>や民間事業者等</u> との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 (16)（略） (17)（略） (18)（略） (19)（略） (20)（略） (21)（略）	防災基本計画に基づく修正
58	<u>（追加）</u>	<u>（22）通信施設の防災構造化等</u> <u>市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。また、万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。</u>	
	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
64	■ 基本方針 ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うた	■ 基本方針 ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うた	表記の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
	め、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、 <u>（追記）</u> ボランティア <u>（追記）</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	め、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、 <u>NPO・</u> ボランティア <u>関係</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
65	市における措置 （2）指定避難所の指定 <u>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>カ</u> （略） <u>（追加）</u> 〔（参考）第3編災害応急対策第10章より〕 （5）福祉避難所の設置等 （略） また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。	市における措置 （2）指定避難所の指定 <u>（（3）に統合）</u> <u>オ</u> （略） <u>（3）福祉避難所の整備</u> <u>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> <u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> <u>エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
66	前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接非難することができるよう努めるものとする。 （3）避難所が備えるべき設備の整備 （略） （4）避難所の破損等への備え （略） （5）避難所の運営体制の整備 （略） イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>（追記）</u>	<u>難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> （4）避難所が備えるべき設備の整備 （略） （5）避難所の破損等への備え （略） （6）避難所の運営体制の整備 （略） イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u>	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
68	（3）避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 （ア）個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>（追記）</u> （略） （4）外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人市民と、早期帰国等に向け	（3）避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 （ア）個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> （略） （4）外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>（削除）</u>外国人市民と、早期帰国等に	防災基本計画の修正に伴う修正

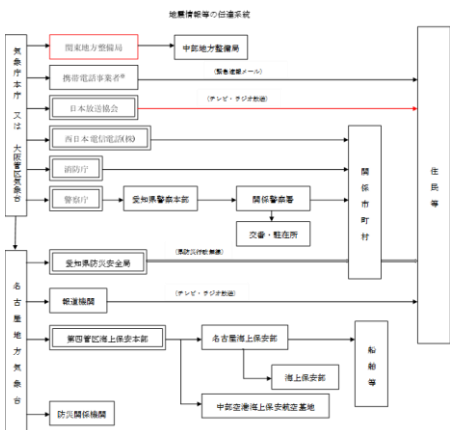
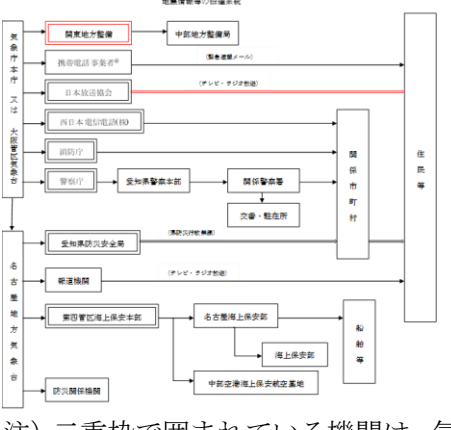
地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
69	た交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 （略） オ 災害時に多言語情報の提供 <u>（追加）</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの活用等を図る。 <u>（追記）</u>	向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 （略） オ 災害時に多言語情報の提供 <u>等</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの活用等を図る。 （略） <u>（6）災害ケースマネジメント</u> <u>市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正による。
	第9章 広域応援・受援体制の整備	第9章 広域応援・受援体制の整備	
	第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等	
76	市における措置 （略） なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものと <u>する（追記）</u>。	市における措置 （略） なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものと <u>し、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u>	令和6年1月30日付消防第14号消防庁国民保護・防災部防災課長通知に基づく修正
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	
85	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	県地域防災計画と県災害対策実施要綱の表記を揃えるため

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考																																				
	<table><tr><th>機関名</th><th>発災期</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応</th></tr><tr><td rowspan="2">県</td><td rowspan="2">○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○本部会議の開催 ○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県</td><td rowspan="2">職員の派遣要請</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 ○国又は他市町村職</td><td>員の派遣要請</td><td></td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>○所掌する災害応急対策の</td><td>速やかな実施・体制整備</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○本部会議の開催 ○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県	職員の派遣要請			○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 ○国又は他市町村職	員の派遣要請		防災関係機関	○所掌する災害応急対策の	速やかな実施・体制整備			<table><tr><th>機関名</th><th>発災期</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応</th></tr><tr><td rowspan="2">県</td><td rowspan="2">○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○本部会議の開催 ○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県</td><td rowspan="2">職員の派遣要請</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 ○国又は他市町村職</td><td>員の派遣要請</td><td></td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>○所掌する災害応急対策の</td><td>速やかな実施・体制整備</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○本部会議の開催 ○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県	職員の派遣要請			○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 ○国又は他市町村職	員の派遣要請		防災関係機関	○所掌する災害応急対策の	速やかな実施・体制整備			
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応																																			
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○本部会議の開催 ○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県	職員の派遣要請																																					
			○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 ○国又は他市町村職	員の派遣要請																																			
防災関係機関	○所掌する災害応急対策の	速やかな実施・体制整備																																					
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応																																			
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○本部会議の開催 ○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県	職員の派遣要請																																					
			○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 ○国又は他市町村職	員の派遣要請																																			
防災関係機関	○所掌する災害応急対策の	速やかな実施・体制整備																																					
	第2節 職員の派遣要請	第2節 職員の派遣要請																																					
89	市における措置 （４）被災市町村への県職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	市における措置 （４）被災市町村への県職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理（削除）等を徹底するものとする。	マスク着用の考え方の見直しに伴う修正（健康管理等にマスク着用を含む）																																				
	第2章 避難行動	第2章 避難行動																																					
	第1節 地震情報等の伝達	第1節 地震情報等の伝達																																					
91	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 （１）地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、（追記）震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4（追記）を特別警報に位置付けている。 イ 地震に関する情報 地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 （１）地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち（削除）震度（削除）6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。 イ 地震に関する情報 地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する	気象庁が使用する用語に統一	地震情報の種類の変更	表記の整理																																		

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和 6 年 3 月修正）	修正案	備考
92	に関する情報などを発表する。 6 地震情報等の伝達 （１）地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。  注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号（<u>追記</u>）の規定に基づく法定伝達先。	<u>観測情報及び遠地地震</u>に関する情報などを発表する。 6 地震情報等の伝達 （１）地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。  注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号<u>及び第 3 号並びに第 9 条</u>の規定に基づく法定伝達先。	根拠となる法令の追記
	第 4 章 応援協力・派遣要請		
	第 4 節 ボランティアの受入		
108	3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしている NPO・ボランティア関係団体等と、<u>情報を共有する場において</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>（追記）</u>	3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしている NPO・ボランティア関係団体等と、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正
	第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考																																																																																		
117	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災期</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td rowspan="10">県</td><td rowspan="10">○保健医療調整本部及び保 による保険医療に関する ○DMAT及び医療救護班 への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施の ○地域医療搬送実施の ○県域を越えた協力体 ○DPATの派遣及び (追加) ○保健活動及び心のケ ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び</td><td rowspan="10">健康医療調整会議 情報収集 への派遣要請 ためのSCUの設置 ためのSCUの設置 制の確立 派遣要請 ア</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">市</td><td rowspan="5">○(削除) 救護所の設置等、地 域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td><td rowspan="5">救護所の設置等、地 域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> ※「医療救護所」、「応急救護所」 記載ページ P.117、P.118（4箇所）、別紙P.33、別紙P.34（2箇所）	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応期	県	○保健医療調整本部及び保 による保険医療に関する ○DMAT及び医療救護班 への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施の ○地域医療搬送実施の ○県域を越えた協力体 ○DPATの派遣及び (追加) ○保健活動及び心のケ ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び	健康医療調整会議 情報収集 への派遣要請 ためのSCUの設置 ためのSCUの設置 制の確立 派遣要請 ア																					市	○(削除) 救護所の設置等、地 域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動	救護所の設置等、地 域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動											■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災期</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td rowspan="10">県</td><td rowspan="10">○保健医療調整本部及び保 による保険医療に関する ○DMAT及び医療救護班 への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施の ○地域医療搬送実施の ○県域を越えた協力体 ○DPATの派遣及び ○JDAT派遣要請 ○保健活動及び心のケ ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び</td><td rowspan="10">健康医療調整会議 情報収集 への派遣要請 ためのSCUの設置 ためのSCUの設置 制の確立 派遣要請 ア</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">市</td><td rowspan="5">○(削除) 救護所の設置等、地 域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td><td rowspan="5">救護所の設置等、地 域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> ※「救護所」 記載ページ P.117、P.118（4箇所）、別紙P.33、別紙P.34（2箇所）	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応期	県	○保健医療調整本部及び保 による保険医療に関する ○DMAT及び医療救護班 への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施の ○地域医療搬送実施の ○県域を越えた協力体 ○DPATの派遣及び ○JDAT派遣要請 ○保健活動及び心のケ ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び	健康医療調整会議 情報収集 への派遣要請 ためのSCUの設置 ためのSCUの設置 制の確立 派遣要請 ア																					市	○(削除) 救護所の設置等、地 域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動	救護所の設置等、地 域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動											防災基本計画に 基づく修正及び 表記の整理
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応期																																																																																	
県	○保健医療調整本部及び保 による保険医療に関する ○DMAT及び医療救護班 への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施の ○地域医療搬送実施の ○県域を越えた協力体 ○DPATの派遣及び (追加) ○保健活動及び心のケ ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び	健康医療調整会議 情報収集 への派遣要請 ためのSCUの設置 ためのSCUの設置 制の確立 派遣要請 ア																																																																																			
市	○(削除) 救護所の設置等、地 域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動	救護所の設置等、地 域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動																																																																																			
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応期																																																																																	
県	○保健医療調整本部及び保 による保険医療に関する ○DMAT及び医療救護班 への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施の ○地域医療搬送実施の ○県域を越えた協力体 ○DPATの派遣及び ○JDAT派遣要請 ○保健活動及び心のケ ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び	健康医療調整会議 情報収集 への派遣要請 ためのSCUの設置 ためのSCUの設置 制の確立 派遣要請 ア																																																																																			
市	○(削除) 救護所の設置等、地 域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動	救護所の設置等、地 域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動																																																																																			
	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	第8章 交通の確保・緊急輸送対策																																																																																			
122	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災期</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>県警察</td><td>○交通規制等の実施</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">中部地方整備局</td><td rowspan="6">○道路情報の収集及び関係 ○道路、橋梁等の緊急復旧 ○緊急災害派遣隊による活 ○情報の提供 ○応急対策の実施 (追加)</td><td rowspan="6">機関との情報共有 緊急輸送道路等の機能の確保 動支援 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応期	県警察	○交通規制等の実施				中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係 ○道路、橋梁等の緊急復旧 ○緊急災害派遣隊による活 ○情報の提供 ○応急対策の実施 (追加)	機関との情報共有 緊急輸送道路等の機能の確保 動支援 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整													■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災期</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>県警察</td><td>○交通規制等の実施</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">中部地方整備局</td><td rowspan="6">○道路情報の収集及び関係 ○道路、橋梁等の緊急復旧 ○緊急災害派遣隊による活 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</td><td rowspan="6">機関との情報共有 緊急輸送道路等の機能の確保 動支援 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応期	県警察	○交通規制等の実施				中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係 ○道路、橋梁等の緊急復旧 ○緊急災害派遣隊による活 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整	機関との情報共有 緊急輸送道路等の機能の確保 動支援 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整													愛知県災害時交 通マネジメント 検討会を計画に 位置づけるた めの修正																																
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応期																																																																																	
県警察	○交通規制等の実施																																																																																				
中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係 ○道路、橋梁等の緊急復旧 ○緊急災害派遣隊による活 ○情報の提供 ○応急対策の実施 (追加)	機関との情報共有 緊急輸送道路等の機能の確保 動支援 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整																																																																																			
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応期																																																																																	
県警察	○交通規制等の実施																																																																																				
中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係 ○道路、橋梁等の緊急復旧 ○緊急災害派遣隊による活 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整	機関との情報共有 緊急輸送道路等の機能の確保 動支援 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整																																																																																			

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考																																					
123	■ 主な機関の措置 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1節 道路交通規制等</td><td>県警察（豊田警察署）</td><td>1（1）緊急交通路の確保 1（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類 1（3）交通規制の実施 1（4）強制排除措置 1（5）緊急通行車両の確認等 1（6）交通情報の収集及び提供 1（7）大震災発生時の交通規制計画</td></tr><tr><td rowspan="3">第2節 道路施設対策</td><td>自衛官、消防吏員</td><td>2 警察官がその場にはいない場合の措置</td></tr><tr><td>自動車運転者</td><td>3 自動車運転者の措置</td></tr><tr><td>市</td><td>（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 （3）交通規制の実施 （4）情報の提供</td></tr><tr><td></td><td>県（建設局）</td><td>（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）二次災害防止のための交通規制 （4）情報の提供</td></tr><tr><td></td><td>中部地方整備局</td><td>（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）緊急災害派遣隊による活動支援 （4）情報の提供 （5）応急資機材等の確保 <u>（追加）</u></td></tr></tbody></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 道路交通規制等	県警察（豊田警察署）	1（1）緊急交通路の確保 1（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類 1（3）交通規制の実施 1（4）強制排除措置 1（5）緊急通行車両の確認等 1（6）交通情報の収集及び提供 1（7）大震災発生時の交通規制計画	第2節 道路施設対策	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の措置	自動車運転者	3 自動車運転者の措置	市	（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 （3）交通規制の実施 （4）情報の提供		県（建設局）	（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）二次災害防止のための交通規制 （4）情報の提供		中部地方整備局	（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）緊急災害派遣隊による活動支援 （4）情報の提供 （5）応急資機材等の確保 <u>（追加）</u>	■ 主な機関の措置 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1節 道路交通規制等</td><td>県警察（豊田警察署）</td><td>1（1）緊急交通路の確保 1（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類 1（3）交通規制の実施 1（4）強制排除措置 1（5）緊急通行車両の確認等 1（6）交通情報の収集及び提供 1（7）大震災発生時の交通規制計画</td></tr><tr><td rowspan="4">第2節 道路施設対策</td><td>自衛官、消防吏員</td><td>2 警察官がその場にはいない場合の措置</td></tr><tr><td>自動車運転者</td><td>3 自動車運転者の措置</td></tr><tr><td>市</td><td>（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 （3）交通規制の実施 （4）情報の提供</td></tr><tr><td>県（建設局）</td><td>（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）二次災害防止のための交通規制 （4）情報の提供</td></tr><tr><td></td><td>中部地方整備局</td><td>（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）緊急災害派遣隊による活動支援 （4）情報の提供 （5）応急資機材等の確保 <u>（6）愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u></td></tr></tbody></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 道路交通規制等	県警察（豊田警察署）	1（1）緊急交通路の確保 1（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類 1（3）交通規制の実施 1（4）強制排除措置 1（5）緊急通行車両の確認等 1（6）交通情報の収集及び提供 1（7）大震災発生時の交通規制計画	第2節 道路施設対策	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の措置	自動車運転者	3 自動車運転者の措置	市	（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 （3）交通規制の実施 （4）情報の提供	県（建設局）	（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）二次災害防止のための交通規制 （4）情報の提供		中部地方整備局	（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）緊急災害派遣隊による活動支援 （4）情報の提供 （5）応急資機材等の確保 <u>（6）愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u>	
区 分	機関名	主な措置																																						
第1節 道路交通規制等	県警察（豊田警察署）	1（1）緊急交通路の確保 1（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類 1（3）交通規制の実施 1（4）強制排除措置 1（5）緊急通行車両の確認等 1（6）交通情報の収集及び提供 1（7）大震災発生時の交通規制計画																																						
第2節 道路施設対策	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の措置																																						
	自動車運転者	3 自動車運転者の措置																																						
	市	（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 （3）交通規制の実施 （4）情報の提供																																						
	県（建設局）	（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）二次災害防止のための交通規制 （4）情報の提供																																						
	中部地方整備局	（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）緊急災害派遣隊による活動支援 （4）情報の提供 （5）応急資機材等の確保 <u>（追加）</u>																																						
区 分	機関名	主な措置																																						
第1節 道路交通規制等	県警察（豊田警察署）	1（1）緊急交通路の確保 1（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類 1（3）交通規制の実施 1（4）強制排除措置 1（5）緊急通行車両の確認等 1（6）交通情報の収集及び提供 1（7）大震災発生時の交通規制計画																																						
第2節 道路施設対策	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の措置																																						
	自動車運転者	3 自動車運転者の措置																																						
	市	（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 （3）交通規制の実施 （4）情報の提供																																						
	県（建設局）	（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）二次災害防止のための交通規制 （4）情報の提供																																						
	中部地方整備局	（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 （3）緊急災害派遣隊による活動支援 （4）情報の提供 （5）応急資機材等の確保 <u>（6）愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u>																																						
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等																																						
125	1 県警察（豊田警察署）における措置 （5）緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条 <u>（追加）</u> の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の利用者は、「緊急通行車両 <u>等確認届出書</u> 」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに <u>申請者</u> に交付する。	1 県警察（豊田警察署）における措置 （5）緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条 <u>第1項</u> の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の利用者は、「緊急通行車両 <u>確認申出書</u> 」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに <u>申出者</u> に交付する。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正																																					
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策																																						
129	3 中部地方整備局における措置 <u>（追加）</u>	3 中部地方整備局における措置 <u>（6）愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u> <u>ア 検討会の設置</u> <u>中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響</u>	愛知県災害時交通マネジメント検討会を計画に位置づけるための修正																																					

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
130	4 中日本高速道路株式会社における措置 （１）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ウ 状況に応じて、<u>所有する</u>ヘリコプターにより空から被災状況等の把握に努める。 （略） （４）応急復旧対策の実施 エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u>（追記）</u>道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。（略）	<u>を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。</u> <u>※「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。</u> <u>※「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。</u> <u>イ 検討会の開催</u> <u>名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。</u> 4 中日本高速道路株式会社における措置 （１）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ウ 状況に応じて、<u>（削除）</u>ヘリコプターにより空から被災状況等の把握に努める。 （略） （４）応急復旧対策の実施 エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u>災害対策基本法に基づき、</u>道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。（略）	自社のヘリコプターを所有していないため。 災害対策基本法第76条の6に基づく修正
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
138	1 市における措置 （５）福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施	1 市における措置 （５）福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実	愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しを行ってい

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
	するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>	施するものとする。 （第2編災害予防 第7章に移動）	るため
	第14章 ライフライン施設等の応急対策	第14章 ライフライン施設等の応急対策	
150	主な機関の応急活動 機関名 <u>ガス会社</u>、LP ガス協会	主な機関の応急活動 機関名 <u>都市ガス会社</u>、LP ガス協会	併記されている LP ガス協会を踏まえた修正
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
155	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や<u>復旧の状況等を関係機関に共有する。</u>	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や<u>復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u>	防災計画の修正による修正
157	4 県（防災安全局、総務局）及び防災関係機関における措置 （4）無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用（略） イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の<u>災害時モード</u>への切替え通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の<u>災害時モード</u>への切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。	4 県（防災安全局、総務局）及び防災関係機関における措置 （4）無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用（略） イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の<u>災害モード</u>への切替え通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の<u>災害モード</u>への切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供するサービスの正式名称と表記統一のため
	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策	
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
163	1 市における措置 被災住宅の応急修理を県から委任された場合は、建築業団体等の協力を得て応急修理を行う。なお、応急修理は、<u>居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する</u>ものとする。 （1）応急修理の実施 <u>（追記）</u> <u>（追記）</u> <u>ア</u> 応急修理を受ける者の範囲 <u>（ア）</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 <u>（イ）</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 <u>イ</u> 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 <u>ウ</u> 修理の費用	1 市における措置 被災住宅の応急修理を県から委任された場合は、建築業団体等の協力を得て応急修理を行う。なお、応急修理は、<u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をする</u>ものとする。 （1）応急修理の実施 <u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>（ア）応急修理を受ける者の範囲</u> <u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>（イ）修理の範囲</u> <u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u> <u>（ウ）修理の費用</u> <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u> <u>（エ）修理の期間</u> <u>災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u> <u>（オ）修理の方法</u> <u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u> <u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>（イ）応急修理を受ける者の範囲</u> <u>a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u> <u>（イ）修理の範囲</u> 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 <u>（ウ）修理の費用</u> 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。	災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の一部改正のため。 令和5年4月1日から適用

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考																																																																				
	応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>エ</u> 修理の期間 <u>地震</u> 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>オ</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	<u>(エ)</u> 修理の期間 <u>(削除)</u> 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>(オ)</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。																																																																					
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興																																																																					
	第4章 震災復興都市計画の手続き	第4章 震災復興都市計画の手続き																																																																					
	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定																																																																					
175	1 都市復興基本計画の策定と公表（略） 策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、<u>(追記)</u> 総合計画等を踏まえるものとする。	1 都市復興基本計画の策定と公表（略） 策定に当たっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、<u>立地適正化計画</u>、総合計画等を踏まえるものとする。	都市再生特別措置法（令和2年度改正）に基づく修正																																																																				
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援																																																																					
176	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="3">第1節 罹災証明書の交付等</td><td>県</td><td>1（1）市町村の支援等</td></tr><tr><td rowspan="2">市</td><td>1（2）市町村への情報の提供</td></tr><tr><td>2（1）罹災証明書の交付</td></tr><tr><td></td><td></td><td>2（2）被災者台帳の作成</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr><tr><td>第2節 <u>被災者への経済的支援等</u></td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第3節 金融対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第4節 住宅等対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第5節 労働者対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第6節 市税及び国民健康保険税の減免等</td><td>略</td><td></td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	県	1（1）市町村の支援等	市	1（2）市町村への情報の提供	2（1）罹災証明書の交付			2（2）被災者台帳の作成	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	第2節 <u>被災者への経済的支援等</u>	略		第3節 金融対策	略		第4節 住宅等対策	略		第5節 労働者対策	略		第6節 市税及び国民健康保険税の減免等	略		■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="3">第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u></td><td>県</td><td>1（1）市町村の支援 <u>(削除)</u></td></tr><tr><td rowspan="2">市</td><td>1（2）<u>説明会の実施、調査・判定方法の選定等</u></td></tr><tr><td>2 <u>(削除)</u> 罹災証明書の交付</td></tr><tr><td>第2節</td><td>県</td><td><u>(削除)</u></td></tr><tr><td rowspan="2">被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td><td>市</td><td>1（1）市町村への被災者に関する情報の提供</td></tr><tr><td></td><td>1（2）市町村の支援</td></tr><tr><td></td><td></td><td>2（1）被災者台帳の作成</td></tr><tr><td></td><td></td><td>2（2）災害ケースマネジメントの実施</td></tr><tr><td>第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u></td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第4節 金融対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第5節 住宅等対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第6節 労働者対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第7節 市税及び国民健康保険税の減免等</td><td>略</td><td></td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>	県	1（1）市町村の支援 <u>(削除)</u>	市	1（2） <u>説明会の実施、調査・判定方法の選定等</u>	2 <u>(削除)</u> 罹災証明書の交付	第2節	県	<u>(削除)</u>	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	市	1（1）市町村への被災者に関する情報の提供		1（2）市町村の支援			2（1）被災者台帳の作成			2（2）災害ケースマネジメントの実施	第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u>	略		第4節 金融対策	略		第5節 住宅等対策	略		第6節 労働者対策	略		第7節 市税及び国民健康保険税の減免等	略		防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
区 分	機関名	主な措置																																																																					
第1節 罹災証明書の交付等	県	1（1）市町村の支援等																																																																					
	市	1（2）市町村への情報の提供																																																																					
		2（1）罹災証明書の交付																																																																					
		2（2）被災者台帳の作成																																																																					
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																					
第2節 <u>被災者への経済的支援等</u>	略																																																																						
第3節 金融対策	略																																																																						
第4節 住宅等対策	略																																																																						
第5節 労働者対策	略																																																																						
第6節 市税及び国民健康保険税の減免等	略																																																																						
区 分	機関名	主な措置																																																																					
第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>	県	1（1）市町村の支援 <u>(削除)</u>																																																																					
	市	1（2） <u>説明会の実施、調査・判定方法の選定等</u>																																																																					
		2 <u>(削除)</u> 罹災証明書の交付																																																																					
第2節	県	<u>(削除)</u>																																																																					
被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	市	1（1）市町村への被災者に関する情報の提供																																																																					
		1（2）市町村の支援																																																																					
		2（1）被災者台帳の作成																																																																					
		2（2）災害ケースマネジメントの実施																																																																					
第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u>	略																																																																						
第4節 金融対策	略																																																																						
第5節 住宅等対策	略																																																																						
第6節 労働者対策	略																																																																						
第7節 市税及び国民健康保険税の減免等	略																																																																						
177																																																																							
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>																																																																					
	1 県（防災安全局）における措置 (1) 市町村の支援等 <u>ア 市町村の支援</u> (略)	1 県（防災安全局）における措置 (1) 市町村の支援 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (略)	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理																																																																				

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
178	<u>イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</u> 県は（中略）被災市町村間の調整を図る。 <u>(2) 市町村への情報の提供</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 2 市における措置 <u>(1) 罹災証明書の交付</u> 市は、（中略）住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 <u>(2) 被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 （略）	<u>(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</u> 県は（中略）被災市町村間の調整を図る。 <u>(修正後第2節に記載)</u> 2 市における措置 <u>(表題の削除)</u> 市は、（中略）住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 <u>(修正後第2節に記載)</u> （略）	
	<u>(追加)</u>	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	
	(参考) 第1節 罹災証明書の交付等から記載箇所変更) <u>(2) 市町村への情報の提供</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 <u>(追記)</u> 2 市における措置 <u>(2) 被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める <u>(追記)</u>	1 県（防災安全局、福祉局、保健医療局）における措置 <u>(1) 市町村への被災者に関する情報の提供</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 <u>(2) 市町村の支援</u> 県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。 2 市における措置 <u>(1) 被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>(2) 災害ケースマネジメントの実施</u> 市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
		<u>災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u> <u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u>	
	第2節 被災者への経済的支援等	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	
180	第3節 金融対策	第4節 金融対策	
181	第4節 住宅等対策	第5節 住宅等対策	
182	第5節 労働者対策	第6節 労働者対策	
183	第6節 市税及び国民健康保険税の減免等	第7節 市税及び国民健康保険税の減免等	
	第6章 商工業・農林水産業の再建支援	第6章 商工業・農林水産業の再建支援	
	第1節 商工業の再建支援	第1節 商工業の再建支援	
185	1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、<u>小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）</u>等により、事業資金の融資を行う。	1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、<u>経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】</u>等により、事業資金の融資を行う。	金融支援の創設のため
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
	2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	
189	9 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設（略） イ 個別事項 ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置 <u>（追記）</u> ② 学校にあつては、次に掲げる事項 <u>（追記）</u> （略） ③ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項 <u>（追記）</u> （略）	9 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設（略） イ 個別事項 ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置 <u>を定めることとする。</u> ② 学校にあつては、次に掲げる事項 <u>を定めることとする。</u> （略） ③ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項 <u>を定めることとする。</u> （略）	表記の修正
190	(2) 公共土木施設等	(2) 公共土木施設等	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和6年3月修正）	修正案	備考
	道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等（ <u>追記</u> ）	道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等 <u>について定めるものとする。</u>	
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 別紙 東海地震に関する事前対策	
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	第4節 道路交通対策	第4節 道路交通対策	
22	1 県公安委員会（豊田警察署）における措置 (6) 緊急輸送車両の確認 ア 緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第12条（<u>追記</u>）の規定により緊急輸送車両の確認を行う。 イ 緊急輸送車両の確認届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の利用者は、「緊急通行車両<u>等届出書</u>」を県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに<u>申請者</u>に交付する。 （略） <u>（追記）</u>	1 県公安委員会（豊田警察署）における措置 (6) 緊急輸送車両の確認 ア 緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。 イ 緊急輸送車両の確認届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の利用者は、「緊急輸送車両<u>確認申出書</u>」を県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに<u>申出者</u>に交付する。 （略） <u>（7）緊急輸送車両確認の効力</u> <u>大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。</u>	災害対策基本法 施行令の改正に伴う修正 掲載場所の変更 （別紙 4-15-40から移動）
	第13節 緊急輸送	第13節 緊急輸送	
30	7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。	7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の確認届出を行うこととする。	災害対策基本法 施行令の改正に伴う修正及び表記の整理

(注)「チェック欄」には、「済」：修正済み、「○」：今回修正、「×」：未修整、「－」：対象外の別を記入してください。

「備考欄」には、チェック欄の「×」、「－」の理由等を記入してください。

I 水防計画修正の根拠

市町村水防計画は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項をまとめたものであり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないとされている（水防法第33条第1項）。

また、市町村水防計画を変更する場合は、市町村防災会議に諮ることとされている（水防法第33条第2項）。

II 主な修正内容

1 愛知県水防計画の変更に伴う修正

<修正箇所>

■第4章 第2節 県が行う水位情報の通知及び周知

<新旧対照表>

■第4章 p 1

現行（令和5年4月修正）	修正（令和7年3月修正）																									
第4章 水位周知河川における水位到達情報	第4章 水位周知河川における水位到達情報																									
第2節 県が行う水位情報の通知及び周知	第2節 県が行う水位情報の通知及び周知																									
（2）水位到達情報の通知の対象となる基準観測所及び基準水位 （略） <u>（追加）</u>	（2）水位到達情報の通知の対象となる基準観測所及び基準水位 （略） <u>（3）基準水位の読替え表</u> <u>基準観測所の水位計が被災等により正常に水位を観測することができない場合は、近傍の危機管理型水位計の水位により、水位周知を行う。基準観測所と危機管理型水位計の対応関係及び危機管理型水位計測地点における基準水位は下表による。</u> <table><tr><th rowspan="2">河川名</th><th rowspan="2">観測所名</th><th colspan="4">基準水位(m)</th><th rowspan="2">発表者</th></tr><tr><th>水防団待機水位 (通報)</th><th>氾濫注意水位 (警戒)</th><th>出動水位</th><th>避難判断水位</th></tr><tr><td rowspan="2">逢妻女川</td><td>千足</td><td>1.55</td><td>1.85</td><td>2.10</td><td>2.20</td><td>2.50</td><td rowspan="2">豊田加茂建設事務所</td></tr><tr><td>千足橋(100)</td><td>-1.30</td><td>-1.10</td><td>-0.95</td><td>-0.85</td><td>-0.55</td></tr></table>	河川名	観測所名	基準水位(m)				発表者	水防団待機水位 (通報)	氾濫注意水位 (警戒)	出動水位	避難判断水位	逢妻女川	千足	1.55	1.85	2.10	2.20	2.50	豊田加茂建設事務所	千足橋(100)	-1.30	-1.10	-0.95	-0.85	-0.55
河川名	観測所名			基準水位(m)					発表者																	
		水防団待機水位 (通報)	氾濫注意水位 (警戒)	出動水位	避難判断水位																					
逢妻女川	千足	1.55	1.85	2.10	2.20	2.50	豊田加茂建設事務所																			
	千足橋(100)	-1.30	-1.10	-0.95	-0.85	-0.55																				
（3）水位到達情報の通知の担当官署 （略） （4）浸水想定区域 （略） （5）水位到達情報の伝達経路及び手段 （略）	（4）水位到達情報の通知の担当官署 （略） （5）浸水想定区域 （略） （6）水位到達情報の伝達経路及び手段 （略）																									

みよし市水防計画新旧対照表

みよし市水防計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新	改正理由																											
21	第 4 章 水位周知河川における水位到達情報	21	第 4 章 水位周知河川における水位到達情報																												
21	第 2 節 県が行う水位情報の通知及び周知	21	第 2 節 県が行う水位情報の通知及び周知																												
21	(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所及び基準水位 (略) <u>(追加)</u>	21	(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所及び基準水位 (略) <u>(3) 基準水位の読替え表</u> <u>基準観測所の水位計が被災等により正常に水位を観測することができない場合は、近傍の危機管理型水位計の水位により、水位周知を行う。基準観測所と危機管理型水位計の対応関係及び危機管理型水位計測地点における基準水位は下表による。</u> <table><tr><th rowspan="2">河川名</th><th rowspan="2">観測所名</th><th colspan="5">基準水位(m)</th><th rowspan="2">発表者</th></tr><tr><th>水防団待機水位 (通報)</th><th>氾濫注意水位 (警戒)</th><th>出動水位</th><th>避難判断水位</th><th>氾濫危険水位 (洪水特別警戒)</th></tr><tr><td rowspan="2">逢妻女川</td><td>千足</td><td>1.55</td><td>1.85</td><td>2.10</td><td>2.20</td><td>2.50</td><td rowspan="2">豊田加茂 建設事務 所</td></tr><tr><td>千足橋(100)</td><td>-1.30</td><td>-1.10</td><td>-0.95</td><td>-0.85</td><td>-0.55</td></tr></table>	河川名	観測所名	基準水位(m)					発表者	水防団待機水位 (通報)	氾濫注意水位 (警戒)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒)	逢妻女川	千足	1.55	1.85	2.10	2.20	2.50	豊田加茂 建設事務 所	千足橋(100)	-1.30	-1.10	-0.95	-0.85	-0.55	愛知県水防計画の変更に伴う修正
河川名	観測所名	基準水位(m)					発表者																								
		水防団待機水位 (通報)	氾濫注意水位 (警戒)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒)																									
逢妻女川	千足	1.55	1.85	2.10	2.20	2.50	豊田加茂 建設事務 所																								
	千足橋(100)	-1.30	-1.10	-0.95	-0.85	-0.55																									
	(3) 水位到達情報の通知の担当官署 (略) (4) 浸水想定区域 (略) (5) 水位到達情報の伝達経路及び手段 (略)		(4) 水位到達情報の通知の担当官署 (略) (5) 浸水想定区域 (略) (6) 水位到達情報の伝達経路及び手段 (略)																												

□広域避難場所兼避難所一覧

資料 5

～広域避難場所兼避難所とは～
大震災の際に発生する大火災から逃れたり、災害が押し迫った状況や災害時において、緊急的に避難して身の安全を確保することができる施設、または場所であり、災害発生時に被災者が一定期間滞在することができる施設

番号	名称	住所	電話番号	避難場所として使用する場合					避難所 災害種別なし	耐震
				地震	大規模な 火事	洪水 内水氾濫	崖崩れ、土石流 地滑り	高潮、津波 噴火に伴う火山現象		
1	中部小学校	三好町宮ノ越31	32-1044	○	○	○	○	該当なし	○	◎
2	北部小学校	根浦町3-9-47	36-1047	○	○	○	○	該当なし	○	◎
3	南部小学校	明知町上細口27	32-1062	○	○	○	○	該当なし	○	◎
4	天王小学校	三好町天王51-75	32-2383	○	○	○	○	該当なし	○	◎
5	三吉小学校	三好町平野木1-27	34-3888	○	○	○	○	該当なし	○	◎
6	三好丘小学校	三好丘7-1	36-3220	○	○	○	○	該当なし	○	◎
7	緑丘小学校	三好丘緑1-1-1	36-8800	○	○	○	○	該当なし	○	◎
8	黒笹小学校	黒笹いずみ3-26-1	36-1928	○	○	○	○	該当なし	○	◎
9	三好中学校	三好町宮ノ越42	32-1043	○	○	○	○	該当なし	○	◎
10	北中学校	三好丘緑1-1-1	36-4565	○	○	○	○	該当なし	○	◎
11	南中学校	打越町三百目3	34-1232	○	○	○	○	該当なし	○	◎
12	三好丘中学校	三好丘2-14-10	31-0781	○	○	○	○	該当なし	○	◎
13	三好公園総合体育館	三好町池ノ原1	34-3131	○	○	○	○	該当なし	○	◎
14	カネヨシブレイス	三好町大慈山1-1	32-2000	○	○	○	○	該当なし	○	◎
15	県立三好高校 体育館・武道場・校舎(北館)	三好町東山110-1	34-4881	○	○	×	×	該当なし	○	◎

□指定一時避難場所兼避難所一覧

～指定一時避難場所兼避難所とは～
災害が押し迫った状況や災害時において、緊急的に避難して身の安全を確保することができる施設、または場所であり、災害発生時に被災者が一定期間滞在することができる施設

番号	名称	住所	電話番号	避難場所として使用する場合					避難所 災害種別なし	耐震
				地震	大規模な 火事	洪水 内水氾濫	崖崩れ、土石流 地滑り	高潮、津波 噴火に伴う火山現象		
1	おかよ交流センター	ひばりヶ丘2-1-1	31-0411	○	×	○	○	該当なし	○	◎

□福祉避難所一覧

～福祉避難所とは～
介護を要する障がい者などとその介護者（家族を含む）などが、災害時において避難できる施設

番号	名称	住所	電話番号	避難場所として使用する場合					避難所 災害種別なし	耐震
				地震	大規模な 火事	洪水 内水氾濫	崖崩れ、土石流 地滑り	高潮、津波 噴火に伴う火山現象		
1	県立三好特別支援学校	打越町山ノ神1-2	34-4832	×	×	×	×	該当なし	○	◎
2	三好老人保健施設	福谷町下り松42-1	36-5522	×	×	×	×	該当なし	○	◎
3	社会福祉法人あゆみ会しおみの丘	打越町新池浦53-7	32-2501	×	×	×	×	該当なし	○	◎
4	社会福祉法人あゆみ会さくらの丘	福田町清水45	34-3155	×	×	×	×	該当なし	○	◎
5	社会福祉法人あゆみ会おひさまハウス一号館	助生町藤塚83	65-3909	×	×	×	×	該当なし	○	◎
6	社会福祉法人あさみどりの風生活介護事業所わらび	三好町西荒田28	34-5975	×	×	×	×	該当なし	○	◎
7	社会福祉法人あさみどりの風共同生活援助事業所わらび	三好町西荒田28	34-5975	×	×	×	×	該当なし	○	◎
8	特定非常利活動法人いきもの語り	助生町あさみ24-1	76-3749	×	×	×	×	該当なし	○	◎
9	社会福祉法人あゆみ会おひさまハウス二号館	助生町藤塚83	65-3909	×	×	×	×	該当なし	○	◎

□広域避難場所一覧

～広域避難場所とは～
大震災の際に発生する大火災から逃れたり、災害が押し迫った状況や災害時において、緊急的に避難して身の安全を確保することができる場所

番号	名称	住所	電話番号	避難場所として使用する場合					避難所 災害種別なし	耐震
				地震	大規模な 火事	洪水 内水氾濫	崖崩れ、土石流 地滑り	高潮、津波 噴火に伴う火山現象		
1	南部地区コミュニティ広場	打越町九蔵釜74	34-3370	○	○	×	×	該当なし		

□指定一時避難場所一覧

～指定一時避難場所とは～
災害が押し迫った状況や災害時において、緊急的に避難して身の安全を確保することができる施設、または場所

番号	名称	住所	電話番号	避難場所として使用する場合					避難所 災害種別なし	耐震
				地震	大規模な 火災	洪水 内水氾濫	崖崩れ、土石流 地滑り	高潮、津波 噴火に伴う火山現象		
1	黒笹公民館	黒笹1-8-8	36-2343	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
2	黒笹保育園	福谷町西大山1-31	36-5107	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
3	黒笹老人憩いの家	黒笹町1-10-4	36-5345	×	×	○	○	該当なし	○	◎
4	三好丘あおふれあいセンター	三好丘あおば1-22-6	35-5858	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
5	三好丘集会所	三好丘旭2-14-2	36-0566	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
6	三好丘集会所	三好丘7-11-1	36-3155	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
7	三好丘集会所(ひばりヶ丘2-6-12)	ひばりヶ丘2-6-12	36-5200	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
8	三好丘集会所	三好丘緑3-8-22	36-1151	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
9	高境公民館	三好丘緑4-11-5	36-1643	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
10	みどり保育園	三好丘緑4-11-1	36-3330	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
11	三好丘集会所	三好丘緑3-4-5	36-1213	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
12	福谷公民館(福谷ハピネスホール)	福谷町寺ノ前22	36-1690	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
13	福谷保育園	福谷町仲田21-3	36-1585	◎※	×	×	○	該当なし	○	◎
14	福谷老人憩いの家	福谷町蔵屋敷1	36-2080	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
15	城山保育園	福谷町市場61-2	36-3310	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
16	福谷住宅集会所	福谷町阿弥陀堂7	◎※	×	○	○	○	該当なし	○	◎
17	助生公民館	助生町小倉下3-1	32-1693	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
18	助生老人憩いの家	助生町小倉下3-1	34-2621	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
19	助生児童館	助生町小倉下2-1	34-3327	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
20	助生保育園	助生町仲田48-1	34-7557	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
21	高境児童館	打越町新池浦63-1	24-5402	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
22	平池集会所(平池会館サンビース)	三好町平池19	34-0965	◎※	×	×	○	該当なし	○	◎
23	新屋児童館	三好町池ノ原1-21	34-0751	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
24	新屋老人憩いの家	三好町池ノ原1-21	34-1577	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
25	天王保育園	三好町天王51-20	32-2346	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
26	東山老人憩いの家	三好町東山45-1	24-0300	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
27	東山住宅集会所	三好町東山4-43	34-0972	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
28	東山児童館	三好町東山31-3	34-3980	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
29	東山集会所(サンヴィッツ宝楽)	明知町宝楽108-4	34-4955	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
30	上ヶ池集会所(上ヶ池会館サフレンド)	三好町上ヶ池26-19	34-0975	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
31	中島住宅集会所	三好町中島26	34-6605	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
32	わかば保育園	三好町大坪54	34-1151	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
33	三好上公民館	三好町大坪12	32-1001	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
34	三好上児童館	三好町上103	34-4067	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
35	蜂ヶ池児童館	三好町蜂ヶ池29-12	34-1850	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
36	福祉センター	三好町陸取山39-5	24-1588	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
37	子育て総合支援センター	西隣取山130	34-0500	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
38	中部老人憩いの家	三好町宮ノ越30-1	32-2571	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
39	三好下公民館	園原2-1-2	32-1053	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
40	三好下児童館	三好町八和田50-2	34-2088	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
41	三好下老人憩いの家	三好町八和田108	34-6633	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
42	すみれ保育園	三好町八和田108	34-3123	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
43	西一色児童館	西一色町池ノ内17	32-1032	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
44	西一色老人憩いの家	西一色町メ林14	34-3200	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
45	西一色集会所(西一色ふれあい会館)	西一色町池ノ内17-2	32-0811	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
46	なかよし保育園	西一色町ノノ原8-2	32-3048	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
47	打越保育園	打越町畦道311	34-0123	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
48	山伏住宅集会所	打越町山伏33-1	24-0961	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
49	打越公民館	打越町前田30	32-1033	◎※	×	×	○	該当なし	○	◎
50	打越老人憩いの家	打越町前田27-1	34-4633	◎※	×	×	○	該当なし	○	◎
51	打越児童館	打越町前田27-1	34-1822	◎※	×	×	○	該当なし	○	◎
52	明知上公民館	明知町東谷61	32-3055	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
53	明知上児童館	明知町東谷10	34-1016	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
54	明知上老人憩いの家	明知町東谷30	32-3600	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
55	明知保育園	明知町細口浦41	32-1035	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
56	明知下公民館	明知町下屋敷6-1	32-1009	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
57	明知下児童館	明知町下屋敷17	34-0822	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
58	明知下老人憩いの家	明知町下屋敷16-3	34-1067	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
59	福田老人憩いの家	福田町東屋敷91-2	34-0255	◎※	×	×	○	該当なし	○	◎
60	福田児童館	福田町東屋敷84	34-5018	◎※	×	△(2階)	○	該当なし	○	◎
61	名古屋刑務所	ひばりヶ丘1-1	36-2251	◎※	×	○	○	該当なし	○	◎
62	明経会館	打越町九蔵釜74	34-3370	×	×	○	○	該当なし	○	◎

※地震災害時、広域避難場所へ集団避難する際の一時的な集合場所（屋外）
「耐震」欄が◎の施設は、耐震改修済か昭和56年建築基準法改正以降の建物など耐震改修が不要の建物です。